9月議会議案審議

採決結果 町長提出議案一覧

条		例	:	7件
補	正 予	算	:	5件
そ	0)	他	:	2件
報		告	:	1件
決		算	:	11件
人		事	:	0件
	計			26件

議案番号	区分	議案名	審議採決の結果
議案第52号	条例	菊水ロマン館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第53号	条例	和水町江田川カヌー・キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改 正について	"
議案第54号	条例	和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部改正について	"
議案第55号	条例	和水町簡易水道条例の一部改正について	//
議案第56号	条例	和水町下水道条例の一部改正について	//
議案第57号	条例	和水町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改 正について	"
議案第58号	補正予算	令和5年度 和水町一般会計補正予算 (第4号)	//
議案第59号	補正予算	令和5年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算 (第2号)	//
議案第60号	補正予算	令和5年度 和水町介護保険事業会計補正予算 (第2号)	//
議案第61号	補正予算	令和5年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算 (第2号)	//
議案第62号	補正予算	令和5年度 和水町病院事業会計補正予算 (第2号)	//
議案第63号	その他	工事請負契約の締結について	//
議案第64号	条例	和水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	//
認定第1号	決算	令和4年度 和水町一般会計歲入歲出決算	認定
認定第2号	決算	令和4年度 和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算	//
認定第3号	決算	令和4年度 和水町介護保険事業会計歳入歳出決算	//
認定第4号	決算	令和4年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算	//
認定第5号	決算	令和4年度 和水町住宅用地造成事業会計歲入歲出決算	//
認定第6号	決算	令和4年度 和水町簡易水道事業会計歲入歲出決算	//
認定第7号	決算	令和4年度 和水町下水道事業会計歲入歲出決算	//
認定第8号	決算	令和4年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算	//
認定第9号	決算	令和4年度 和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算	//
認定第10号	決算	令和4年度 和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算	//
認定第11号	決算	令和4年度 和水町病院事業会計決算	//
報告第3号	報告	令和4年度 決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	報告
発議第3号	その他	議員の情報漏洩の疑念に関する調査に関する決議	原案否決

【陳情等文書一覧表】

受付番号	受付年月日	件名	審査結果	付託委員会
133	令和5年7月11日	陳情書(政治倫理調査請求書に伴う陳情書)	配付	
184	令和5年7月14日	要望書(畜産経営の環境改善に向けた要望書)	採択	厚生建設経済常任委員会
187	令和5年8月21日	会計年度任用職員の処遇改善を求める陳情について	採択	総務文教常任委員会

9 月 定 例 会 賛 否 一 覧 表 賛否が分かれた議案だけを掲載 Oは賛成 ×は反対 ーは欠席

議員名		亀﨑	千々岩	木原泰	荒木宏	白木	齊木	坂本	竹下周	秋丸要	笹渕	髙木洋一	
議案			清貴	繁	泰代	宏太	淳	幸男	敏彦	周三	_	賢吾	郎
認定第1号	決 算	令和4年度 和水町一般会計歳入歳出決算	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	*
発議第3号	その他	議員の情報漏洩の疑念に関する調査に関する決議	×	×	×	0	×	0	×	×	0	0	*

※議長は可否同数または特別議決の時以外表決に参加しません。【討論】反対 白木 淳議員 賛成 秋丸 要一議員

9月21日(木)に臨時議会が開かれ、発議第3号について再議が行われました。

議案		議員名	亀﨑 清貴	千々岩 繁	木原 泰代	荒木 宏太	白木淳	齊木 幸男	坂本 敏彦	竹下 周三	秋丸要一	笹渕 賢吾	髙木洋一郎
発議第3号	その他	議員の情報漏洩の疑念に関する調査に関する決議の再議	×	×	×	0	×	0	*	×	0	0	除斥

令和5年度 一般会計補正予算

一般会計補正予算総額

9月 定例議会報告

5億8,651万/千円を追加

総額 87億5,060万2千円

令和5年9月定例会は9月1日から9月11日までの11日間の会期で開催されました。 一般質問は7名の議員が行い、令和5年度補正予算など25議案(条例7件、補正予算 5件、その他1件、決算11件、報告1件)が上程され、それぞれ可決、認定されました。

条例関係議案の主な内容

菊水ロマン館の設置及び管理に関する条例の一部改正(菊水ロマン館の温浴施設の廃止に伴う条例の一部改正)、和水町江田川カヌー・キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正(カヌー艇庫の休憩料金の見直しに伴う条例の一部改正)、和水町簡易水道条例、和水町下水道条例、和水町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正、印鑑登録証明書・住民票のコンビニ等での証明書交付事業を11月1日から開始することに伴う条例の一部改正など可決されました。

一般会計補正予算の主なもの

事 業 名	補正金額	内 容
価格高騰重点支援給付金	42,000千円	家計への影響が大きい低所得世帯に対して、1世 帯3万円支給
施設園芸燃油価格高騰補助事業	1,900千円	国のセーフティーネット構築事業を活用した農業 者に燃油コストに対する補助
飼料費高騰対策事業	9,890千円	牛1頭(10,000円)、豚1頭(500円)、交付上限100万円
江田川カヌー・キャンプ場シャワー等整備	15,521千円	利便性向上のため、シャワー及び手洗い場の整備
箱根駅伝観戦ツアー	1,815千円	金栗四三氏の功績を肌で感じ、未来を担う人を育む ため、中高生15名を箱根駅伝観戦ツアーに参加

一般会計·特別会計補正予算

会計名	補正額	補正後の額
一般会計	586,517千円	8,750,602千円
国民健康保険事業会計	50,000千円	1,398,390千円
介護保険事業会計	15,012千円	1,484,117千円
特別養護老人ホーム事業会計	-449千円	549,815千円
病院事業会計(収益的のみ)	7,895千円	1,046,579千円

厚生建設経済常任委員会

令和4年度決算審查報告

委員長 竹下 周三

委員会に付託された令和4年度和水町一般会計歳入歳出決算及び特別養護老人ホーム事業会計、介護保険事業会計、簡易水道事業会計、特定地域生活排水処理事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の歳入歳出決算審査について報告します。関係所管課は、農業委員会・農林振興課・保健子ども課・福祉課・特養老人ホームきくすい荘・和水町立病院・建設課・神尾保育園です。常任委員6名出席の下、各関係職員から説明を受けて慎重に審査をしました。

令和4年度決算は適正に処理されており、全会一致で認定しました。

決算状況の一部を報告いたします。

建設課

土木費歳出総額は7億6,635万円

- ・道路維持費として7,894万円支出。
- ・ 道路新設改良費 4億2,739万円の支出。
- 百園団地外壁塗り替え工事 571万円の支出、 農業災害、公共土木災害復旧費は2億4万円。

・繰越明許事業において不用額が散見され、 精査を望む。

保健子ども課

決算額、6億2.926万円

- ・和水町健診受診率は65.9%。新型コロナワク チン接種率も91%と高水準にあり、住民の理 解が得られている。
- 意 ・子ども計画策定やそれに伴う事業量の増見 加等でマンパワー不足が懸念される。

きくすい荘

歳入の部は、合計5億686万円 単年度実質的収支は、3億3,077万円 前年度比8,001万円のマイナス

- ・赤字補填の為、1億2,500万円を一般会計から 繰り入れ、さらに新施設建て替えに係る用地 買収費財源に充当する為、特老建設基金から 5,090万円を繰り入れられている。
 - ・施設の建て替え計画が進んでいる事から、 移行期間において厳しい運営状況が続く と思われるが、IT等の有効活用と経営の 健全化を望む。また、職員の意識改革につ とめ、安心安全な、職場環境を望む。

和水町病院事業会計

収益的収入から収益的支出を差し引き 4億5,662万円の黒字決算

- •新型コロナウイルス感染症に伴う国からの補助 金等の受け入れが主な要因。
 - 消費税の扱いは、精査に努め、不利益にならないように求める。
- 見 ・近隣医療機関との更なる連携強化により 医療環境の充実が望まれる。

福祉課

意

決算額、2億9.888万円

- 新型コロナウイルス感染症緊急対策、物価高騰 生活支援臨時給付金等が給付された。
- 介護保険事業の第8期財政運営は安定している という報告を受けた。

意 見

• 通院の為のタクシーチケット補助事業は、 あいのり君事業と併せて検討と工夫が必 要である。

農林振興課

歳出決算総額 2億8,601万円

- ・新型コロナウイルスの影響を受けている農家に対する支援や林道等災害復旧費等により、 4,232万円の増額となった。
 - ・農地利用の最適化交付金の支払い方式の 変更について説明を求めた。
- 見 竹粉砕機貸出事業等について有効活用を 望む。

簡易水道事業:歳入決算総額1億461万円、歳出決算総額9,770万円

下水道事業:歳入決算総額9,385万円、歳出決算総額8,639万円

特定地域生活排水処理事業:歳入決算総額1億1,073万円、歳出決算総額1億1,067万円

※この3つの事業会計は、令和5年度から公会計となり、令和5年3月31日で打ち切り決算を行ったことにより収入支出とも一部、令和5年度の事業会計に組み込まれた。

総務文教常任委員会

令和4年度決算審查報告

委員長 荒木 宏太

令和5年9月6日から7日までの2日間の日程で、総務文教常任委員5名、総務文教常任委員会所管の担当課である税務課、議会事務局、社会教育課、住民環境課、地域振興課、まちづくり課、会計室、学校教育課、総務課の順に関係資料等をもとに関係課長等の説明を求め、審査を行いました。審査の結果でありますが、認定第1号、認定第2号、認定第5号、認定第10号の5件、いずれも賛成多数により認定することといたしました。委員会として審査内容について一部をQ&A形式でご報告いたします。

住民環境課

- 国民年金事務について令和2年度1,277人、令和3年度1179人、令和4年度906人と年々減少傾向にあるがその要因は?
- ▲ 人口減少も一つの要因かもしれないが、社会 保険に移行される方もいる。
- ◎ 後期高齢者医療広域連合納付金1億6,464万円 の被保険者保険料負担金が毎年右肩上がりとなっているが、今後も上がり続ける可能性はあるか?
- ▲ 被保険者数や所得等も関係してくる。医療費が高くなってくると負担は大きくなる。

まちづくり課

- ◎ 企画費、乗合タクシー利用促進事業66万円についてこの事業を行ったことによって利用増化の効果があったか又は継続して利用が続いているか?
- ▲ 令和4年度は利用者数が無料運行期間も含め 6,736人。月で割ると561人であり、令和5年8 月までで616人であり、延べ利用人数でいく と50人ほど伸びている状況である。又、登録者 数においても令和4年度は787人で現在は800 人を超えている。
- ② 定住促進事業3,181万円の内、お試しくらし住 宅事業124万円が移住定住に繋がっているか?
- ▲ 移住定住にはつながっていないのが現状で、 直接、移住する方が利用するわけでは無い。 色々な自治体を体験したいという方がおられる。 まずは利用者数を増やしていきたい。

地域振興課

- ◎ 支所庁舎管理経費718万円の電気量の節減は どうか?
- △ 令和2年度からLEDに交換し、電量の節減に 努めている。実際ワット数に関しては下がっ てきている。しかし、現状の電気代としては昨 年度より上がってきている。

社会教育課

- ◎ 体育施設費3,151万円の施設の利用人数について、各施設どういった利用の仕方を主にされているか?
- △ 体育館やスカイドームに関しては使い方が変わってくる。春富グラウンドはペタンクの利用が多い、多目的広場もペタンクの利用が多い状況である。

学校教育課

- ◎ 教育振興費638万円の内、各種補助金、部活動に関する補助として菊水、三加和それぞれ補助しているが、内訳等の内容は?
- ⚠ 部活動に係る備品や遠征するときの費用、指導者に対する謝礼も含まれる。

春富財産区

- 財産区の木材を使って町内の住宅に利用する など活用は考えられないか?
- ▲ これまで実績が無くノウハウがないが、調査 研究していきたい。

総務課

- ◎ 消防施設整備事業経費542万円、消防積載車を令和4年度導入しているが全体的な状況はどうか?
- ▲ 軽の積載車は36台中13台で今後は軽自動車 タイプに更新をしていこうと考えている。
- 文書広報費、広報なごみ発行に係る費用として367万円について、広報なごみの満足度等は調査されているか?
- A 実施してはいないが、町のLINEでアンケート の機能があるので活用していきたい。
- ☑ 正規雇用者と非正規雇用者の人数について 和水町の状況は?
- △ 正職員数は令和4年度で170人、会計年度任用職員は64.9人となる。

政治倫理調査会報告

調査会会長 笹渕 賢吾

●木原泰代議員の調査について

1. 調査請求の内容

令和5年5月31日、町民2名から木原泰代議員の疑惑について、「当該議員は、令和2年12月9日よ り令和5年1月初旬までの2年強、和水町に生活実態がなかったにもかかわらず、令和4年3月27日執 行の和水町議会議員一般選挙に立候補し、当選した。また、その後、9カ月にわたり、和水町に居住 していなかった。同条例第3条第1項町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為 を慎み、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。との規定があり、 当該委員は日本国憲法、公職選挙法、和水町議会議員の政治倫理に関する条例のすべてに違反する 疑いがある。」と調査請求書が提出された。

2. 調査結果

和水町議員の政治倫理に関する条例第3条第1項に掲げる政治倫理基準、日本国憲法及び公職選挙 法に抵触しないは3人、抵触するは2人、多数決の結果「抵触しない」となった。

解釈が分かれたのは令和2年の公職選挙法の一部改正の住所要件についてです。一部改正では客観 的居住の事実を基礎とし、これに居住者の主観的居住意思を総合して行うものと解されている。木 原泰代議員は、火災跡地での自宅再建を希望しており、自宅再建後は戻る意思も確認されている。 客観的居住の事実より本人の意思を基準に考える調査会委員が多数を占め政治倫理基準には抵触し ないとの結論に至った。

(調査会の意見)

しかしながら、自宅が全焼したとはいえ、借家住居までに2年もの月日が経過したことは町民に疑 念を抱かせることとなったのは事実であり反省すべきである。長年藤田区内に居住し、同区内での 借家探しにこだわったことは理解できるが、町営住宅、民間アパート等に居住することも検討する 必要があった。また、自宅再建には多くの時間を要するが、このような調査請求書が提出されたこ とは真摯に受け止めるよう求める。

●坂本敏彦議員の調査について

1. 調査請求の内容

令和5年6月8日付政治倫理調査委員会における参考人招致の時、坂本議員は「調査請求書を提出 するという情報を熊日新聞へリークしたか?」との質疑を行った。これは真意を測りかねるだけで なく、恐怖すら覚える内容であった。この質疑は、同日付の政治倫理調査会の調査請求の内容とは 異にする質疑であり、日本国憲法第21条第2項の検閲の禁止にも抵触する。このような理由により、 坂本議員の「議員としての品位を損ねる発言の意図は何か、なぜそのような主旨とは異なる発言を 行ったのか、言論弾圧ともとられかねない発言をなぜ行ったのか、徹底的に調査し、公開すること を請求する。

2. 調査結果

和水町議会議員の政治倫理に関する条例第3条に抵触しないは4人、抵触するは1人、多数決の結 果「抵触しない」となった。

(理由)

坂本議員の事情聴取を実施し、発言の意図を確認した。坂本議員からは「5月31日に調査請求書 が提出されて6月1日にもう朝刊に掲載されたということで早いなと思ったので質問したわけですよね。 その時掲載したほうがいいのか、悪いのかということですよね。その時の気持ちはなんとも言えま せん」「今回の発言は不適切だったと考えている」「発言の取り消しや謝罪まで考えていない」との 回答であった。なお、質問の際は威圧的な口調、態度には見えなかった。本人は不適切だったと認 識し、「今後、襟を正していかなければならない部分があるのかなと思う」と反省の弁を口にした。

(調査会の意見)

町民の方からこのような調査請求書が提出されたことは真摯に受け止め、自身の発言については 細心の注意を払い、疑惑を持たれるようなことがないように、議員として最大限配慮すべき必要は あったと考える。今後議員としての信頼回復に全力を注いでいただくよう求める。

以上、政治倫理調査会に付託された2件についての調査報告と致します。

厚生建設経済常任委員会

視察研修報告

委員長 竹下 周三

令和5年7月18日・19日の両日、宮崎県西都市と熊本市における先進施設の研修をしました。

就労継続支援A型CoCoRo事業所 農業生産法人CoCoRoファーム

(宮崎県西都市:代表 堀川様)

代表者は特別支援学級の教職員として勤務され、 2.100坪の土地を借りて農業法人を設立。水稲・野菜 障がいのある教え子たちの社会進出の難しさを痛感し、 等の生産・加工・販売をされています。 その子ども達の居場所作りの一環として、10年前に 【特に印象に残ったこと】 福祉事業所をスタート。その3年後、農業法人を立ち 上げ、地元の専業農家から栽培指導を受けながら約



- ●自分に合ったペースで出来る環境。その可能性が 「農業」には詰まっている。
- ●「無駄な命はない」という信念を持ち活動している。
- ●農産品加工他、多くの関連事業も拡大。学んだ子 ども達が西都市の農家に一般就労する事で地域貢 献にも繋っている。
- ●人材の育成により、今後は規模拡大をし、耕作放棄 地の有効活用をしたい。また畜産関係にも進出し たい。



※福祉の視点から地域の農業のあり方と可能性を改めてご教授頂いた。

リデルライトホーム(熊本市)

地域密着型の特別養護老人ホーム、定員29 名。全個室。「生活の継続性」「自己資源の活用」 「自己決定」を理念にサービスを提供している。

続いて、養護老人ホーム「ライトホーム」 定員50名。全個室、ユニット型で居心地良い 居場所が提供されていた。

【施設の特徴は】

- ●1ユニット当たり2~3名のスタッフで30 分単位の勤務シフトを組んである。
- ●給食は外部委託。全て冷凍食品、毎食事ごと に解凍・調理をして提供している。
- ●居室掃除などは障がい者を正規雇用する などの雇用シフトを取っている。



くわのみ荘(熊本市)

定員120名、全 個室、1ユニット 10名。1ユニット 当たり常時1~2 名のスタッフで、 20通りの勤務シ



フトが組んである。館内は、エアコンを使用せず「温水・冷 水」を循環させる設備を設置して、心地よい涼しさと暖か さで高齢者が過ごしやすい環境が整えられている。

また、スタッフの過重労働を回避し、入居者一人ひと りの24時間シートを作成して、個人に合った生活のリズ ムを整えている。

- ●家にいる雰囲気作りのため、制服と館内放送を廃止。
- ●地域に開かれた施設を心がけている。
- ●障がい者や高齢者の雇用を積極的に進め、業務分担を 明確化して介助者が業務に専念できるように工夫がな されている。
- ●若い介護職員が多いが離職率が低い。
- ■給与だけではなく、働き甲斐のある環境づくりに心掛 けている。

※本町も、きくすい荘の建て替えを控えて大変重要な時期、ハード面もソフト面も多面的に幅広く考察して、 よりよい施設の構築に努めていきたい。

7 Nagomi vol.66 Nagomi vol.66 6 ズバリ!聞きます 一般質問



給食調理員の処遇改善と働きやすい環境を!! 春富集会センター廃止!?今後の利用は!!

問 調理員は現在町が募 集する会計年度任用職員 の中でも一番賃金が安 価である。毎日何百食も

の給食を作り、子ども達のために早朝から勤務さ れている。調理員の離職した要因のひとつに賃金 の安さ、他の職種との給与面における格差がある ように感じるが如何か。

答 (総務課長) 処遇改善等を教育委員会と協議し て進めていきたい。

問 三加和・菊水両共同調理場内にエアコンは設 置されているか。

答 (学校教育課長) 菊水共同調理場はスポットク ーラー14台を設置し、三加和共同調理場はエアコ ン1台が設置されている。

問 全国で熱中症により搬送されている。調理場 内は火や油を使用し調理されている。学校給食法 では調理場内の温度は25度以下、湿度は80%以 下に保つよう努めることとなっている。また、文 科省は給食調理場の整備については、学校施設環 境改善交付金などが設けてある。一刻も早くエア コンを設置して調理員の健康面への配慮、安全な 職場環境整備に努められないか。

答 (教育長)安心・安全な給食の提供が一番であ る。調理員の体調面を考慮し、早急に進めていき たい。



三加和共同調理場

問 春富集会センターの廃止が検討されているが、
 現在の状況と取組みについて伺う。

答 (町長) 町では和水町公共施設個別施設計画を 作成しており、施設の継続・改善使用、用途・施

設廃止を行っている。春富集会センターは計画に基 づき、令和6年3月31日で用途廃止を予定している。

答 (地域振興課長)現在、お茶の間筋トレ教室、 春富校区区長会等の利用で令和4年度は594名の 利用があった。今後は、廃止条例を12月議会に上 程予定。その間、区長会等へ説明し、議会承認後 に広報紙等で用途廃止について周知予定である。

問 春富集会センターの機能移転はどのように考 えているか。

答 (地域振興課長)機能移転は、現在の環境で利 用できる町文化系施設となると、三加和公民館にな ると思われる。

問 機能移転は旧春富小へ移転することが最善で で あると考える。旧春富小であれば田中城ミニミュ ージアムの管理で常駐されており、利用者も利用 しやすい。

春富校区は町内7校区で唯一バス路線が通ってい ない校区である。近年は酒屋や商店も廃業されそ ういった中で、春富集会センターが廃止になって は、益々地域住民は寂しい思いをされ、自分達は もしかしたら町に取り残されているのではないか と捉える住民もおられると思うが如何か。

答 (町長)代替施設として旧春富小を提案された が、課題を整理し、利用者の意見を伺いながら最 適な場所を提案できればと思う。



春富集会センター

その他の質問

- ①部活動地域移行について
- ②社会体育施設の整備状況について

町選挙管理委員会の判断は適正であったか!

公選法では、町議選の候補者は選挙前、町内に3ヶ月以上の居住が必要と規定。 総務省選挙課は住所の有無ではなく町内に居住実態があるかどうかが問題にな るとしている。

町内に住んでいない候補者がなぜ、当選できたのか?当時、新聞等でも報じら れた。議会ではこれまで調査など実施していない。私は多くの住民から真相解明 の要望を受けているので、今後のためにも疑惑の点について真相解明が必要であ ると考え、選挙管理委員会の職務について問う。



① 被選挙権の住所要件について

問 当時熊日の報道によると立候補者側は、「当 選後町内に居住するのであれば問題ない」と町選 管から説明を受けたと表明されているが、選挙前 に立候補者側から町内に居住実態がない旨の申し 出があったのか。

答 (総務課長)申請の前に相談はあっている。

間 なぜ町内に居住実態がなく被選挙権が得られ たのか。まさにそのことが住民の皆さんが疑問視 されている点だ。町内に住んでいない人に被選挙 権を与えた。どういう事か。

答 (総務課長)選挙長から異議申し立てなどがない ということで当選の効力を報告した。

問 町内に住んでいない人に被選挙権を与えた理 由は何かと聞いている。

答 (総務課長)選挙前に町選管は住所要件に当て はまるかどうかの調査をしている。

問 どういう調査や問い合わせをしたのか。これ は公開できないのか。

答 (総務課長)住民基本台帳に載っているが実際 住んでいない場合、どのような判断をしたら良いか を県の選管に聞いており、災害等により生活実態が 町内にないので、選挙の有無について照会及び回 答を頂いた。また本人から聞き取りを行い、災害等 で一時避難であること、町内に戻る意志があること、 また住民基本台帳は異動していないので総合的に 判断した結果被選挙権を有すると判断した。

問 一時的に災害を逃れるための避難が一時避難、 阪神淡路大震災では避難所の閉鎖までには6ヶ月。 居住地と異なる場所での生活を前提とした長期に 渡る避難を長期避難。今回の場合は一時避難に当 たらないと思うが。

答 (総務課長) 聞き取り等を行った上でその期間 は決定していく考えでいる。

間 昭和36年の最高裁の判決では、被選挙権を 有するか否かの自主的な審査をする権限は選管に はないとされている。選挙前に被選挙権の資格を 認定する等の権限はあるのか。

選挙前に相談を受け県に問い合わせ、一時避難と 解釈し、審査をしたのは法に触れるのではないか。

答(総務課長)届出書の時はまず受理だけ、最終 的な決定は開票後の選挙会になる。

② 当選後も町内に長期期間居住していなかった 件の対応について

問 住所変更した場合は14日以内に移動届を出 さなければならないと法律で定められている。居 住しなくなって4ヶ月経過したら選挙人名簿を抹 消されることを踏まえ、町選管は選挙人名簿の抹 消のための確認作業を随時行ったか。

答 (総務課長)基本台帳の変更がなければ選挙人 名簿はそのままになる。

問

議員になってずっと町内に居住実態がない状 態を続けた場合、町当局は基本台帳を変更するべ きではないのか。

答 (住民環境課長)町は、届け出や通報がない限 り知り得ない。居住実態がない等の申し出に基づい て実態調査を行って必要な措置を講じている。

(総務課長)選挙管理委員会として当該議員は聞き取 り等を定期的に行っており、一時避難に何年とかい う期間は定めていないので選挙人名簿の抹消手続 き等には至っていない。

9 Nagomi vol.66 Nagomi vol.66 8 ブバリ!聞きます 一般質問



副町長の人事は南地区開発は

問 副町長は町長の右腕。 選任されれば町の発展や 住民の利益に良い影響 が出るのでは。

答 (町長)適任者を探している。

問 圏域での図書利用が町の図書室とほぼ同じ、 電子図書も図書カードが10%増えていることは。

答 (教育長) 蔵書数を増やし、町民の皆様が活用 しやすいよう工夫した。利用人数と啓発は課題。

和水町民が利用できる図書館・登録者数 (蔵書で591,154冊・電子図書で4,283タイトル利用可能)

場所	図書館名	蔵書数	利用冊数	登録人数
電子図書	たまな圏域電子図書館	4,283	257	704
図和書水	中央公民館図書室	13,437	10,007	704
室町	三加和公民館図書室	14,297	10,007	704
	玉名市民図書館	138,894		
定住自立圏	横島図書館	65,690		
1 ^仕 名	岱明図書館	42,134	3,291	204
立圏	天水図書館	11,803	3,231	204
圏域	南関町立図書館	65,000		
	玉東町中央公民館図書室	12,000		
定住自立	山鹿市図書館 こもれび	82,000		
住市	山鹿市図書館 ひだまり	107,215		
立 和	鹿北図書室	13,249	8,494	472
圏水	菊鹿図書室	13,396		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	鹿央図書室	12,039		
合	計(和水・玉名・山鹿)	591,154冊	11,785冊	1,380人

(社会教育課調べ参照) R5.7月末現在 R4年度 R5.7月末現在

※町内図書室と同じくらい、圏域図書館を利用している

問 町道江田高野線も開通し、南校区から、山鹿市や玉名市へのアクセスは短縮され便利になった。 現在、牧野蜻浦線の道路改良工事が進んでいる。 今後は、南校区への企業誘致や住宅地開発の誘致 を強力に進める時期が来ていると思うが町長の考えは。

管 (町長) 南校区の企業誘致は令和3年度に南小跡地を丸美屋様に売却したが、ロシア・ウクライナ情勢等で当初の計画より遅れている。住宅開発は旧南小プール跡地を活用し9月末頃から公開プロポーザルを開始し分譲地開発につなげたい。併せて昨年創設した民間分譲宅地開発支援補助金において民間活力で分譲宅地開発を推進・支援したい。

図書館相互利用は公職の被選挙権は

問 南校区(日平区・用木区・萩原区・蜻浦区)を 町の新たな成長エリアとして育てていきたい。この地域は町境で玉名市・山鹿市・玉東町に接し熊本市にも近く、町の人口増加や経済活性化に大きく貢献できるポテンシャルを持っている。実現するためには、道路のインフラの整備が必要だったが、町道江田高野線や牧野小田線が全線開通し、現在、牧野蜻浦線の改良工事が進んでいる。改良後は近隣市町へのアクセスが格段に向上するし、建設用大型重機やトラックが南校区に入りやすくなる。町長の気持は。

(町長)沿線活用の需要が高まることを期待する。 民間活力を地域の活性化につなげたい。

問 公職選挙法第9条・選挙権は3ヶ月以上区域 内に住所を有するとあるが、守るべきことか確認 する。

答 (町長)法律です。当然、法は遵守すべき。

問 町外で生活しているが、届け出上は和水町に 住所がある方の被選挙権は、有すると言えるか。

答 (総務課長)個別案件で対応するときがある。

問 公職の議員なら法律は遵守すべき。選挙後に 当選して議員になった者が、町内に居住せず町外 いる状況があれば、選挙管理委員会は3ヶ月に一 回の選挙人名簿の点検で調べる作業があってもよ いのでは。

答 (総務課長)法に則った調査をやっていく。

問 全国的に選挙権の問題が出ている。選挙管理 委員会で第三者委員会を立ち上げ調査研究しては。

答 (総務課長)選挙管理委員会で第三者委員会を 設置して運用するような事は承知していない。



9月3日丸美屋様のご協力で用木区レクレーションが 南小跡地グラウンドで開催

選挙管理委員会の職務について

問 令和5年2月1日の新聞報道で、候補者は他町に生活拠点を移していたと主張しており、居住実態は他町にあったと意思を示している。令和5年6月1日の新聞報道で町議選には町選管に確認した上で立候補したとあったが、町選管は何を確認したのか。

答 (総務課長・選管書記長) 候補者から聞き取りをし、一時的避難であり、戻ってくる意思を確認して被選挙権があると判断した。

問 聞き取りをしたのは候補者本人だったか。

答 (総務課長・選管書記長)候補者本人ではなく、 候補者と同居の責任者にヒアリングを実施して確認 した。

問 主観的居住の意思を確認したのは候補者では 無かったということだったが、候補者以外の意思 を確認して何の意味があったのか。被選挙権の有 無は町選管で会議に諮ったのか。

答 (総務課長・選管書記長) 令和4年3月17日の 町選管で被選挙権の住所要件について議案を提出 し、決定している。

問 令和4年3月17日の会議で、候補者では無い 主観的居住意思を被選挙権の根拠として事務局は 説明をし、会議に諮ったのか。

答 (総務課長・選管書記長) 町選管は自主的な検 査権は有していない。住所等の記載に疑義や聞き取 ったことで間違いが無ければ届出は受理する。候補 者本人から聞き取る必要が無い。

問 令和4年3月17日の町選管で被選挙権の認定は何のために実施したのか。理由が分からない。 客観的居住事実を基礎とし、主観的居住意思を確認しなければ居住実態の確認はできない。起居、 寝食、家族同居の事実など居住実態に基づき判断 したのか。

答 (総務課長・選管書記長)適正に町選管で実施 したと思っている。

問 公職選挙法一部改正の内容をなぜ候補者説明 会で説明しなかったのか。

答 (総務課長・選管書記長)宣誓書を渡している、 全ての方に説明していることになると受け取っている。 問 今回、一連の流れで 本人の主観的居住の意 思が確認できず、客観的 居住事実が確認できてい



ない、それから、被選挙権を決定した会議が選挙 前に行われたり、これはおかしい。居住実態を選 挙会で確認したか。

答 (総務課長・選管書記長) 開票日の選挙会においては、住所要件等は立会人に提示していない。新たに住所の確認等を3月27日の選挙会では求めていない。

問 判例では候補者が被選挙権を有するか否か決定するのは開票時、選挙会において立会人の意見を聴いて決定すべきとある。そこで、立会人へ「候補者の居住実態は和水町に無いがよろしいか」と意見を聴くべきであり、今の話からは、していないということで選挙の方法がずさんであり、怠慢である。この内容をしつかり町民の皆様にも伝えて。第三者委員会等で調査をしてはいかがか。

答 (町長) 町選管は首長から独立した機関である ので、考えていない。

※公職選挙法9条2項

日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3ヵ月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

※(令和2年6月10日付)総務大臣より公職選挙法一部改正の通知文

地方公共団体の議会の議員の選挙の立候補の届出に備えなければならない宣誓書において公職の候補者となるべき者が誓う事項として、当該選挙の期日において公職選挙法第9条2項の規定する住所に関する要件を満たす者であると見込まれることを追加するもの。

当該宣誓書において虚偽の誓いをした者は、公職選挙法238条の2 第1項の虚偽宣誓罪の適用対象となり得るところ同罪の適用に当 たっては、同条2項の規定により選挙管理委員会の告発が必要とさ れている。

住所とは、各人の生活本拠をいい、住所の認定は客観的居住の事実を基礎とし、これに居住者の主観的居住意思を総合して行うものと解されており、起居、寝食、家族同居の事実などの居住実態に基づき慎重に判断する必要がある。各選挙管理員会においては住所の解釈や新法の趣旨を十分理解の上、立候補者に対して制度の周知徹底を図るとともに、真摯に当選を争う者の立候補が妨げられることの無いよう十分留意されたい。

※昭和36年7月20日 最高裁判例(選挙長の審査権限)

選挙長は、届出の文書につき形式的な審査をしなければならないが、候補者となるものが被選挙権を有するか否か等、実質的な審査をする権限を有せず、被選挙権の有無は、開票に際し開票会、選挙会において、立会人の意見を聴いて決定すべき事柄であると解するを相当とする。

ブバリ!聞きます 一般質問



和水町認知症有病者の現状と支援について

問 町の認知症有病者について問う。

答 (町長)第8期介護保 険計画では65歳以上の

22%と推計。

(住民環境課長)後期高齢者医療加入者317名、国 民健康保険加入者21名が受療。50代、60代は数 名で、70代以降の受療が多い。

(福祉課長)介護保険原因疾患の第1位は認知症で、 令和4年度新規認定者159名中35名。

問 町の認知症への取り組みについて問う。

答 (町長) 地域包括支援センター職員が心身の状況、治療や日常生活の状況等を把握し医療・介護等のサービスにつなげている。

問
 どのような相談内容で、それは早期の相談か。

答 (福祉課長)日常生活に困った段階での相談が 多い。服薬、金銭管理が出来ない、伝言を忘れる、 一人暮らしが不安と家族からの相談がある。

問 早期の相談に向けての啓発は。

答 (福祉課長)相談窓口、専門医療機関の紹介などを記載したパンフレットの活用や民生委員会等で情報の共有をしている。

問 町立病院物忘れ外来の受診状況は。

答 (病院事務長) 令和5年2月から物忘れ外来を月に2回開始。7ヶ月で72名が受診。

問 町の認知症の予防と共生について問う。

答 (町長)57ケ所で展開しているお茶の間筋トレは、認知症予防の視点でも実施。筋トレ活性化事業や男性教室の実施で事業強化をしている。また、生活習慣病の改善で予防できる認知症もあることから生活習慣病対策に積極的に取り組んでいる。地域の見守りについては、認知症サポーター養成や見守りネットワーク事業、今年度から行方不明者捜索対策で圏域共有の捜索アプリの導入をした。

問 今後の認知症対策強化について問う。

答 (町長) 認知症は誰でも発症する可能性のある 病気。予防と共生に向けて事業の充実を一層図っ ていく。



内田地区お茶の間筋トレ

問 妊産婦の健康状態と支援の強化について

答 (保健子ども課長) 貧血や妊娠高血圧等のフォローが必要なケースもあることから、産婦人科との連携で、必要な支援を行うことや、産後ケア事業の充実に努めたい。

問 和水町男性の育児参加は進んでいるか。

答 (総務課長) 役場職員の育児休業取得率は増えている。



和水町産後ケアの事業

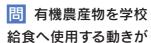
オーガニック農産物を学校給食に 住民サービス向上と労働条件改善の機構改革を 加齢性難聴者への補聴器購入費の助成を

問 4月から小中学校給食費無償化が全国489自 治体で実施されている。物価高騰の中で食材購入 や価格等での問題は。

答 (教育長) 小中学校給食費1食当たり単価は小学校が254円、中学校が300円。食材の仕入れ価格が高騰し本年度増額を検討している。

問 安全な有機農産物を学校給食に取り入れるよう提案してきたが進捗状況は。

答 (町長) 安全安心な 地産地消を推進し、熊 本県型特別農産物の 認証を受けた和水町の 米を新米収穫後2回程 度学校給食に取り入れ る。



世界で広がり、国内では今年6月に超党派の国会議員による「オーガニック給食を全国に実現する議員連盟」が設立され、共同代表に熊本3区選出の坂本哲志衆議院議員が着任し副代表には日本共産党の田村貴昭衆議院議員が選任された。地方自治体でも「全国オーガニック給食協議会」が結成され、代表理事に千葉県いすみ市長が着任し市立の全小中学校の給食を地元産有機米100%に切り替えている。学校給食をオーガニック化する目的として子どもの健全育成で安心して良いものを食べてほしい。農業を再生させたい、と述べている。「全国オーガニック給食協議会」に全国から34市町村が加入している。オーガニック給食を進めるために和水町も加入してはどうか。

答 (町長)オーガニック協議会というのを今、初めてお聞きした。中身を精査して検討してみたい。

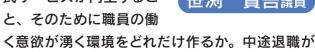
問 有機農業の今後の取り組みは。

答 (農林振興課長)国の「緑の食料システム法」に基づき農薬使用量の50%削減、化学肥料の使用量30%削減という基準を設け生産者を含めた推進協議会を立ち上げて栽培方法等の研修を行って令和7年度から学校給食に取り入れるような方向で検

討している。

問 機構改革の基本は住 民サービスが向上するこ と、そのために職員の働

多い問題はどこにあるのか。



答 (総務課長)機構改革の第一の基本は、住民サービスの低下は招かない、なおかつ職員の働き方にも配慮している。中途退職については職員研修等を充実してより良い働く環境の場にしていきたい。

問 中途退職が多いのは非正規雇用が増えることで正規職員の責任の重さや労働時間への影響や精神的なストレスにも影響している。三加和公民館に社会教育課だけだったところに学校教育課が入り、とても狭いところで仕事をしている。職員の座っているイスの後ろに職員が座っていて間がほとんどない。一人ひとりの働くスペースの基準はあるか。

答 (総務課長)机の配置等の基準はありません。

問 国立長寿医療研究センターによると、日常生 活に支障をきたす加齢性難聴者の割合は70歳以 上で男性は5人に1人、女性は10人に1人という データがある。このデータで加齢性難聴者の割合 は本町で男性は258名、女性は182名、合計 440名が予想される。加齢性難聴による機能の低 下は日常生活を不便にし、コミュニケーションを 困難にするなど生活の質を落とす大きな原因にな っている。最近ではうつ病や認知症の危険因子に なることも指摘されている。補聴器の装着によっ て高齢になっても生活の質を落とさずに心身とも に健やかに過ごすことができて、健康寿命を延ば し医療費の抑制にもつながる。しかし補聴器は高 額のため年金暮らしの高齢者は経済的負担が大き い。県内で益城町が実施し長洲町は9月議会に提 案予定。加齢性難聴者への補聴器購入費の助成制 度創設が必要だがどう思うか。

答 (町長) 加齢性難聴の方はコミュニケーションが 取れないとか、社会、家庭で孤立するということも 不安視されると思う。先進地のお話を聞かせていた だいて検討を進めたい。



ズバリ!聞きます

ューランジュ <u>韓国公州市表</u>敬訪問報告

公州市と和水町は、武寧王陵古墳と江田船山 古墳の取り持つ縁で1979年に姉妹都市となり 今年で44年。9月22日から9月24日、公州市表 敬訪問団員(和水町長他10名、議会議員:千々岩、 亀崎、木原)として公州市を訪問しました。

●和水町公式訪問団歓迎式

今後も姉妹都市としての交流が末長く続く ことを願う等の挨拶が交わされました。

●世界遺産公州城、公州武寧王陵と王陵園展 示館、国立公州博物館見学

百済歴史遺跡はユネスコ世界遺産に登録されています。日本の国宝江田船山古墳の出土品と類似しており、館内には江田船山古墳の解説もありました。

●2023大百済典出席

開会式には、ユン韓国大統領をはじめ韓国 内からの多くの来賓と日本からは忠清南道と 姉妹都市を締結する奈良県・静岡県知事の出席、 蒲島熊本県知 事からはビデ オメッセージ がありました。 式典では

式典では、 アジア各国の 舞踊、百済の 歴史を感じる



舞踊が披露されたほか、会場内では趣向を凝らした様々な品々が出品され、コロナ禍で開催できなかった式典を町全体で盛り上げていました。

(訪問を終えて)

式典で忙しい中、当町への手厚い心温まる 対応に、訪問団一同感激しました。

今後、中高生等積極的な交流、江田船山古 墳の効果的な活用について検討を深めていく 必要があると思いました。

和水町財務状況説明会

令和5年7月26日(水)、九州財務局より和 水町の財務状況を把握するため、町議会議員 向けの説明会を開催しました。

和水町財務状況の現状、今後の見通しについて学ぶことができました。



和水町議会議員研修会

令和5年10月 11日(水)、熊本 県町村議会議 長会より古家 事務局長を講



師に招き、「議員の発言、心得え」と題し、和水 町議会議員研修会を開催しました。

本会議での質問、質疑の方法や議員として の心構えなど学ぶことができ、改めて住民全 体の代表者であることを認識しました。

玉名郡町村議会議員研修会及び球技大会

令和5年8月25日(金)、玉名郡町村議会議員研修会及び球技大会が4年ぶりに南関町で開催されました。全国町村議会議長会の三宅事務局次長を講師にお招きし、「地方議会に関する動向等について」を演題として講演が行われました。講演会後の球技大会では、ペタリング競技を行い、玉名郡議会議員との親睦を深めることができました。





本町の強固な体制づくりの為に副町長の早期選任を!! 我が町の将来の農業に視野をおいたトップセールスを!! 災害復旧の状況は万全か

公役(除草作業等)の援助は出来ないか

① 副町長の選任について

問 副町長選任について町長の思いは。

答 (町長)自治体の政策・企画・事務に精通した 適任者にお願いしたい。国や県の職員の方々の派 遣については、正式にお願いしている状況ではない。 ただし、本町の強化したい分野で専門的に詳しい 人材を探している。

② 職員の組織マネジメント力向上について

問 行政地区担当職員制度はどうなったか。

答(総務課長)7月1日、各担当職員については各地区に1名配置付けを完了した。係長、もしくは課長に2地区から3地区担当して頂く。次回の区長会の折、説明をして意見を伺うなど、制度の確立に努める。

③ 町長のトップセールスについて

問 次世代総合点検アンケート調査によると、和 水町の農業者年齢60歳以上が75%で、50歳以上 に至っては92%と高齢化が進んでいる。基幹産業 であるこれからの我が町の農業政策について、ト ップセールスを望む。

答 (町長) わが町農産物の販路拡大、農産物のブランド化等に農林振興課と共に取り組んでいく。

④ 災害復旧について

問進捗状況は。

答 (建設課長) 令和4年度までの過年度災害の復旧は、中和仁区西山の治山事業を除き全て完了しているが、坂本山上線については、躯体のずれ等は無いが路盤が水で流され、少し落ち込み道路面にヒビが発生している。今年の12月には対策と改修を予定している。

⑤ 公役の状況について(草刈り作業等)

問 多目的支払制度や中山間直払い制度等を活用 して支援できないか。また環境美化基金を有効に 活用出来ないか。

答 (住民環境課長)平成8年3月に設置された(㈱丸 美屋様より贈られた寄付金を積み立てている。現在 350万円余りある地域の環境美化活動等に関する 事業に充てる事を目的としている基金であり検討し たい。

⑥ 県道改良について

問 県道玉名立花線の採 石場から八女市に抜け る道路の拡張について。



答 (建設課長) 地元からの要望等があれば、国・ 県に伝えて行きたい。

調査内容	アンケートによる現状把握							
調整内容	(令和4年度)							
アンケート調査戸数	調査戸数 273戸	令和4年11月						
7 7 7 1 ME/- 9X	回収戸数 258戸	回収率	95%	13/104411/3				
	30歳未満	3名	1%	60歳以上の比率				
	30歳~39歳	5名	2%	が了割以上になり				
	40歳~49歳	16名	5%	高齢化が進んでい				
農業者(対象者)年齢	50歳~59歳	50名	17%	高齢にが進んでいます				
	60歳~69歳	104名	36%	※50歳以上の				
	70歳~79歳	76名	26%	<u>※50歳以上の</u> 比率が92%				
	80歳以上	38名	13%	<u>比率/J· 92%</u>				
	個人(家族)経営	238戸	91%	Em tempo o ortal				
自身の農業経営の現状について	認定農業者	82戸	32%	回答者数からの割				
	集落営農加入者	70戸	27%	合です				
	特に問題なし	12戸	5%					
	耕作放棄地が増加する	168戸	65%	半数以上の方が耕				
地域農業の将来(10 年後)展望と対策	農家数が減少する	108戸	42%	作放棄地增加・鳥				
について	高齢化が進む	187戸	72%	獣被害や高齢化を				
	有害鳥獣害が増加する	152戸	59%	心配されています				
	その他	5戸	2%					

JAたまな次世代総点検アンケート(三加和地区)参考資料



玉名立花線 上十町区



坂本山上線 現在の状況